

# 広島修道大学ウエスタン音楽部

## カントリーマスターズ OB 会規約

(平成 30 年 2 月 8 日)

- 第 1 条 本会は、カントリーマスターズ OB 会(略称カンマス OB 会)と称す。
- 第 2 条 本会は、会員相互の親睦、現役との交流及び発展に協力することを目的とする。
- 第 3 条 本会は、広島修道大学サークル OB 会連合会に入会する。(年会費 1 万円)
- 第 4 条 本会の事務局(カントリーマスターズ OB 会)は、次の通りとする。  
株式会社理舎 〒730-0842 広島市中区舟入中町 2-14  
TEL082-295-3083 FAX082-295-3673
- 第 5 条 原則として、広島修道大学ウエスタン音楽部に在籍した同窓生全てが会員資格を有する。
- 第 6 条 会費は、次の通りとする。  
年会費 3000 円 (年 1 回郵便振替にて納費)
- 第 7 条 会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までの 1 ヶ年とする。
- 第 8 条 役員及び監査役は次の通りとし、任期は 2 年とする。但し再任を妨げない。  
次の役員は、幹事の中から選出する。但し、それぞれの役職を兼務しない。
- 1 会長 1 名
  - 2 幹事長 1 名
  - 3 幹事 3 名以上
  - 4 会計長 1 名
  - 5 監査役 1 名
- 第 9 条 会計は、年 1 回監査役の承認を得て会計報告を行う。
- 第 10 条 カンマス OB 会事務局は、会報を年 1 回以上発行する。
- 第 11 条 総会及び役員会は、年 1 回とし、会長または会長の委任を受けた幹事長が召集する。
- 第 12 条 役員会は、役員 3 名以上の申し出により、開催するものとする。
- 第 13 条 役員会は役員 3 名以上の出席により、成立する。
- 第 14 条 役員会の決議は出席役員の過半数の賛成により成立する。
- 第 15 条 OB 会の正式設立は平成 14 年 2 月 10 日とする。

改正 昭和 45 年 2 月 10 日、昭和 48 年 11 月 10 日、昭和 54 年 11 月 15 日、昭和 58 年 3 月 10 日  
昭和 60 年 6 月 22 日、平成 1 年 7 月 9 日、平成 14 年 2 月 10 日、平成 18 年 5 月 10 日、  
平成 30 年 2 月 8 日。